

## 建築士法等の一部を改正する法律案に関する意見

(社)日本建築構造技術者協会

はじめに

耐震偽装事件の原因の一つに、構造設計者の匿名性がありました。今般の改正案はこれを是正するために策定されるものと考えます。

高度な技術の発展に伴い、建築士の職能は分化いたしました。この専門資格の創設は、単なる偽装の防止にとどまらず、良好な建築生産システムの形成のためには、十分な議論が必要だと考え、合理的な運用という視点で意見を述べさせていただきます。

### 1. 構造設計と構造設計者

建築基準法の中には、第20条に安全性の定義がありますが、全103条のうち、1条だけです。建築士法では、これだけ分化・専門化しているにもかかわらず、構造設計および構造設計者の記述がありませんでした。

建築基準法第1条に定義されている「国民の生命と財産の保護」が、この専門資格のない構造設計者に委ねられていることは、建築生産システムの重大な欠点です。

今回の構造設計一級建築士の創設は、大いに評価できるものです。

### 2. 資格審査

構造設計一級建築士は国民の安全のため重要な職責を担う者です。その資格は、一級建築士資格取得後5年間の構造設計実務経験を経て後、講習会を受講して取得すると、法案ではなっています。職責の重要性に鑑み、実務経験は年数だけで判断できるものではなく業務内容も合わせて確認する仕組みを要望いたします。

### 3. 建築士報酬

耐震偽装事件の原因の一つとして構造設計者の報酬の低さが挙げられます。専門資格を創設するだけでなく、適切な報酬確保の環境を整えることが必要で、実務者の意見を反映させ、業務内容の実態に即した建築士報酬規定の見直しを要望します。特に構造一級建築士業務に対しても従来の大臣告示1206号に照らし合わせての作業量提示が必要と考えます。

### 4. 将来のあるべき制度像

今回の資格制度改正は業務実態により即したものになることは評価できます。しかし、社会が信頼でき効率のよい建築生産システムを確立するためには、資格制度の確立と建築審査制度の連携が望まれます。来年から構造計算適合性判定制度が始まりますが、業務量に対して判定員の不足も危惧されています。当面は効率の悪い審査が行なわれることはやむを得ないと考えますが、将来的に構造一級建築士資格制度が定着した際には、構造計算適合性判定業務を効率化することを要望します。